

敦煌故事賦「燕子賦」（乙本）について

三瓶はるみ

一

敦煌出土の文学作品には、「俗賦」または「故事賦」と称される作品が存在する。韻文と散文を交え、諧謔と諷刺に富み、中には二者乃至三者の対話によって物語が展開する、ストーリー性の高い作品も見られる。張鴻勲氏は『敦煌話本、詞文、俗賦導論』第三篇「敦煌俗賦」において、作者不明や無名の作家（史伝に名の残らない人物）によって書かれた賦体の文学作品を唐代民間賦とし、「晏子賦」、「孔子頃託相問書」、「燕子賦」（甲本・乙本）、「茶酒論」、「齟齬新婦文」、「韓朋賦」の七編を挙げている。⁽¹⁾また、伏俊璉氏は「試談敦煌俗賦的体制和審美価値」の中で、敦煌俗賦を民間故事賦と通俗俳諧雜賦の二つに分類し、民間故事賦として「晏子賦」、「孔子頃託相問書」、「燕子賦」（甲本・乙本）、「茶酒論」、「韓朋賦」、「舜子変」を挙げている。⁽²⁾右の敦煌故事賦は、作品の鈔本がそれぞれ数本ずつ発見されている。例えば「孔子頃託相問書」は十九鈔本（うち三本はチベット語のもの）、「晏子賦」は八鈔本現存する。鈔本は字句に多少の異同はあるものの内容はほぼ同じで、元となる作品を書写したものと考えられる。ところがここに、タイトルを同じくしながら内容が異なる、いわゆる二通りのバージョンを持つ作品

がある。「燕子賦」甲本、乙本がそれである。

「燕子賦」は、擬人化した鳥（スズメ、ツバメ、鳳凰）の会話によってストーリーが展開する。スズメは街のならず者として登場し、スズメに虐げられたツバメは鳥の王者鳳凰に訴え出て裁判を起こす、というのが話の骨格である。「甲本」では、スズメはコネや賄賂を使って罪を逃れようとするが失敗し、「上柱国」の爵位と引き換えに無罪放免を得る。スズメの形象を通して、権力と結託する横暴な振る舞いや賄賂をばらまく手法など、当時のある種の人物の姿をユーモラスに描いている。また「甲本」では、主人公であるスズメとツバメのほか、鳳凰やスズメの女房、鳳凰配下の役人ら多彩な人物が登場、物語の展開に起伏をもたらしている。対話によつて物語が展開すること、俗語や口語を多用すること、当時の社会事情を反映していることから、大衆の共感を得たことは想像に難くない。これに対して「乙本」の登場人物はスズメ・ツバメ・鳳凰の三者のみであり、仏教や道教との関わりが示唆される。特に「乙本」において、スズメを仏教に、ツバメを道教になぞらえるスタイルは、唐代に流行した「論議」との関連が指摘されている。

論議とは、南北朝から唐代にかけて盛んに行われた宗教教義の論争である。仏教・道教・儒教の三教（或いはこのうちの二教）の代表によつて行われ、宗教教義の優劣を争つた。皇帝の御前から寺院のお祭りの場に至るまで幅広く行われたもので、論壇に上がつた三教の代表は、互いに自派の教義の優越性を主張し、豊富な知識と弁論を披露した。本来は真面目な宗教論争であつたが、相手を抑え自説を高めるために弁舌の巧さが重要視され、また相手をからかう諧謔性などから、次第に観る者を意識した演劇的傾向を強めていったと考えられる。王小盾・潘建国氏は「敦煌論議考」⁽³⁾で、論議は唐代には伎芸化して民間で上演されたとし、「茶酒論」や「燕子賦（乙本）」、「晏子賦」などを、そのスタイルの類似から論議上演の際の台本と位置づけている。論議との関わりにおいて、「燕

子賦」乙本は確かに二者の論争によつて物語が展開している。しかし、この物語が単なる鳥の論争に止まらないのは、最後に「金錢は汚らわしいものだが、仁義は山より重い（錢財如糞土、仁義重於山）」というテーマが掲げられていることであろう。そこには、仏教・道教の争いに借りた伝統的な道徳観念の宣揚という、作者の意図があるのではないだろうか。本稿では「燕子賦」乙本（以下「乙本」と省略する）の分析を通して、「燕子賦」甲本（以下「甲本」と省略する）との相違及び論議との関連について検証したい。

二

「乙本」の分析の前に、まず鈔本の状況及び故事賦の特徴である対話の形式について述べておく。

「燕子賦」の鈔本は、甲乙本合わせて八種、断片が数種現存する。そのうち「甲本」はフランスのペリオ本五種（P二四九一、P二六五三、P三六六六、P三七五七、P四〇一九）及びイギリス・スタイン本三種（S一一四、S五五四〇、S六一二六七）、ロシア本数種（断片）。首尾に欠落の無いもの（完本）はペリオ本P二四九一のみであり、他の鈔本は程度の差はあるものの破損のため一部内容が欠落している。「乙本」はP二六五三の「甲本」の後に続いて書写されている一本が、現存するすべてである。鈔本の書写年代については、伏俊璉氏「敦煌賦及其作者、写本諸問題」に詳しいが⁽⁴⁾、P三六六六の題記の下に「咸通八年（八六七年）」、P三七五七の背面に「天福八年（九四三年）」などの年号が記されていることから、ほぼ、唐末から五代にかけての書写であることがわかる。次に、対話の形式である。

「燕子賦」における対話の記述では、それぞれ発話の主体は「○○云」「○○曰」のように明確に示される。この形式は特に「乙本」に顕著であり、論議の記録の形式に等しい。唐の釈道宣の撰である『集古今仏道論衡』（漢

魏以来歴代の仏・道間の論争を記録) の記述では、

「(僧義褒) 問云。」 → 「(道士張惠元) 答云。」 → 「(義褒) 難云。」 → 「道士張惠元問曰。」 → 「(義褒) 答曰」
↓ 「張責云」

のように、僧侶と道士の質疑応答が繰り返し行われる様子が記されている。「乙本」でも同様に、「燕子語雀児、好得輒行非。(ツバメがスズメに言うことには、あんたときたら、でたらめばかり)」……「雀児語燕子、恩沢莫大言。(スズメはツバメに言い返す。恩を施すのに言いふらしたりするもんか)」……「燕子語雀児、好得合頭痴。(ツバメはスズメにこう言つた。よくもそんな馬鹿げたことが言えたもんだ)」……「雀児語燕子、不由君事嘴頭。(スズメはツバメに言つた。あんたに減らず口なんか叩かせないよ)」……⁽⁵⁾ 這樣に詰問と論駁が続き、さらに「誰それが誰それに言つた」と、話しかける対象についても明らかにしていく。これに対して「甲本」では、状況や場面の説明の後に科白が置かれることが多い。

鳳凰遙見、問是阿誰。便即低頭跪拜、口称：「百姓雀児、……」

(鳳凰はスズメを見ると、何者かとお尋ねになつた。(スズメは) 身をかがめ、跪いて拝礼すると、こう言つた。「わたくしめはスズメでござります。……」)

燕子忽肆出頭、曲躬分疏。「雀児奪宅、今見安居。」

(ツバメはその場に躍り出ると、かしこまつて弁明した。「スズメは拙宅を横取りし、のうのうと暮らしております。」)

対話のスタイルの点では、論議と「乙本」は口頭による一対一の掛け合い問答であり、「甲本」は対話の場における人物の状況を、より細かく描写していると言えよう。また、書写方法にも両者の間で違いが見られる。鈔本P

二六五三を見ると、「甲本」では科白も地の文章もすべて句読点や空白の無い「べた書き」されているのに対しして、「乙本」では話し手を明確にするため、科白と科白の間に、明らかに一字～二字分の空白が空けてあるのがわかる。この形式は「茶酒論」にも見られ、「茶酒論」スタイン本（S四〇六）ではさらに、

第一茶曰 茶乃出来言曰… 第二酒曰 酒乃出来…

と、茶と酒の科白の前に「第一茶曰」「第二酒曰」という但し書きが付され、一字分の空白が設けられている。趙達夫氏はこの形式を、科白を読むときにわかりやすいように、つまり演者の演技の便を図つたものとし、「茶酒論」を演劇の台本とする根拠の一つとしている。⁽⁶⁾ では、「乙本」の内容の検討に移ろう。

三

「乙本」は千五百字ほどの短編である。文章は全体を通して五言句で統一され、対話の句数は五言八句をベースとする。また、対話だけでなく地の文章も含めて、すべて隔句末に脚韻を踏んでいる。全篇は体裁によつて、

(1) 「冒頭詩」。五言四句の詩一首を掲げる。鈔本を見ると、この詩だけ独立して一行書きされていることがわかる。次の行から本文に入り、(2) 「導入部」では、登場人物の紹介によつて鳥たちの性格が語られる。これを受けて一対一の対話による(3) 「論争」となる。この段では事件の発生と展開が語られる。(スズメによるツバメの巣の略奪、両者の押し問答→ツバメとスズメの優劣論争→鳳凰に訴え出て判定を委ねる→裁判における、両者の陳述。鳳凰による判決。) 裁判の結果に続けて、作外人物のコメントである(4) 「故事の列挙」が挿入される。古の聖人や仁義の士の故事を挙げ、譲り合いや友情の大切さを説く。これによつて最後に(5) 「結末」の、ツバ

メとスズメの仲直りが導き出される。

という、五つの段落に分けることができる。次に、段落に沿つて内容を検討してゆく。

(1) 冒頭詩

「乙本」は冒頭に、「此歌身自合、天下更無過。雀兒和燕子、合作開元歌。」（この歌に唱和すれば、天下は恙無し。スズメとツバメが織りなす「開元の歌」。）の五言詩一首を掲げ、末尾に「燕子賦一首」の尾題が付されている。冒頭詩にある「開元」は唐玄宗の年号であり、これによりこの賦は唐の開元年間（七一三～七四一）以降の創作であろうと推定される。開元年間は太宗の貞觀年間とともに、唐代最も政治・社会が安定した太平の時代であつた。冒頭の詩は物語が円満に終わることを暗示するものと思われる。

(2) 導入部

冒頭の五言詩に続く導入部では、ツバメの巣造りの様子と渡り鳥の性質（一年の半分は外地で過ごす）を描く。ツバメの、春飛来して秋になると去つて行く性質は、『礼記』「月令」に「（仲春之月）是月也、玄鳥至。至之日、以大牢祀於高禩、天子親往。（仲春のこの月はツバメが飛んで来る。ツバメが来た日には高禩にご馳走を捧げ、天子が自ら祭祀を執り行う）」、「（仲秋之月）膏風至、鴻雁來、玄鳥帰、群鳥養羞（仲秋のこの月は疾風が吹き荒れ、雁が北から飛来する。ツバメは南に帰つてゆき、鳥たちは冬の食糧を貯蔵する）」とあるように、古くからよく知られていた。このツバメの性質が、事件発端の伏線となるのである。

(3) 論争

スズメが登場し、ツバメの留守をよいことに巣を略奪、戻ってきたツバメと口論になる。ここで問題となるのがツバメの渡りの性質である。スズメはツバメに、

「問君行坐處、元本住何州。宅家今括客、特勅捉浮逃。黠兒別設誚、転急且抽頭。」

（「あんたはどこの住人で、出身はどこの州なんだ？天子さまは戸籍逃れを取り締まり、逃亡人をひつ捕らえるようお命じになつたんだ。聰明を気取つてこちらを責めるより、考え直してさつさとずらかつた方が身のためだ。」）

と脅しをかけている。「浮逃」は租税や徭役から逃れるため、土地を棄て戸籍から流出し、他所へ移動する農民のこととで、唐代重大な社会問題となつていた。「括客」はその取締りのことである。「括客」は「甲本」でも、スズメが燕を貶める根拠として使われている。

「（雀児）云明勅括客、標入正格付。阿你浦逃落藉、不曾見你應王役。終遣官人棒脊、流向担、崖、象、白。」
（「スズメが言うには、『お上の達し』で逃亡民を探し出し、法の制度で取り締まっている。お前さんは戸籍逃れじゃないか。賦役に当るのを見たことが無いぞ。そのうち棒たたきの処罰に遭つて、島流しにされるのが落ちさ』と。」）

農民が土地を棄てて他所へ逃亡する現象はすでに唐高祖の時代から始まり、唐王朝はその対処に苦慮していた。玄宗から則天武后時代にかけて、大規模な取締りが行われており、『旧唐書』「宇文融伝」には、玄宗の開元年間に行つた取締りのことが記されている⁽⁷⁾。この状況は則天武后的末期には、ついに「天下の半分の農民が逃亡した」と言われるほどであつた。⁽⁸⁾スズメはこの問題を逆手に取つて、ツバメを国の法律を犯す者と決め付け、自分の行為を弁護しているのである。

スズメの非難に対するツバメの反論から、巣の争いは優劣論争へと発展する。逃亡農民呼ばわりされたツバメはスズメの言い分に、自分がいかに高貴な出自であるかを述べ、自分のことは知識人にも知られていると豪語す

る。

燕聞拍手笑。「大宅居山所、山乃是吾庄。本貫屬京兆、生縁在帝鄉。……是君不信語、乞問讀書人。」

（ツバメはそれを聞くと、手を打つて大笑い。「私の本宅は山の中、この家は別荘さ。本籍は長安、生まれは京師だよ。……私の言葉を信じないなら、知識人に聞いてごらん。」）

ツバメの発言に、スズメはツバメの容姿に対するからかいで応酬する。

「頭似獨春鳥、身如大鼈形。縁見豆汁染、脚手似針釘。恒常事臭（皂）大、徑欲漫胡瓶。」

（「コウモリ頭にぼろマント、汁粉をぶつかけたみたいに真っ黒け、手足は針金ときている。美食ばかりしているから、腹の中は糞まみれ。」）

返答に窮したとき、或いは返答に窮した相手をさらに追い詰めるために、論議ではしばしば、容姿に対するからかいが行われる。これは皇帝や観客を喜ばせるための諧謔であり、時には皇帝の命令でからかうこともあった。前出『仏道論衡』では、道士が僧侶にからかわれるさまが記されている。

聖旨便曰。可令連脚嘲。泰曰。李榮道士。額前垂髮已比羊頭。口上生鬚還同鹿尾。……李榮腰長。即貌而述。屢申駝項亟蹙蛇腰。拳手乍奮驢蹄。動脚時搖鶴膝。

（天子は詔して、続けてからかわせた。僧・静泰いわく、「李榮さん、額にぶら下がっている髪は羊の頭みたいだし、口ひげは鹿の尾っぽと変わらないね。……李榮は胴長だ。姿かたちはと言えば、らくだの首を伸ばして蛇腰をくねらせる。手を挙げれば驢馬が蹄で土を搔くよう、歩けば蚊の脛みたいな足ががくがくする。」また、隋・侯白の『啓顔録』「論難」にも、西域の僧侶が論議の席で、子どもに容姿をからかわれる話が見える。⁽⁹⁾ 相手を貶め口を高めると同時に、周りの笑いを取る常套手段であった。

諸説に続いて、ツバメとスズメの故事が列挙される。ツバメが自慢に挙げる故事は、呉の宮殿にかけたツバメの巣を宮人が焼いてしまうが、呉王がツバメを手厚く保護する話⁽¹⁰⁾、龍王の第三王女と結婚する話⁽¹¹⁾、公治長が鳥の言葉を解したため死を免れた話⁽¹²⁾である。ツバメの巣を焼いてしまう話は『越絶書』に見えるが、「呉王が保護する」云々はツバメの創作である。また、龍はツバメを食べるという俗信を逆手にとって、自分は（食われるどころか）龍王の娘婿に迎えられたのだと豪語する。公治長が鳥語を解したと言う俗説は、王侃の『論語義疏』に見える話である。つまり、貴人は自分を保護し、或いは自ら貴人を援助し、天敵さえ自分を敬うのだと言うのである。対するスズメは「赤雀」を挙げ、瑞祥である丹書を運ぶめでたい鳥であると説く。⁽¹³⁾ツバメやスズメに関するこれらの故事は、当時広く人口に膾炙されていたと思われる。

故事典籍と諸説が散りばめられたこの段では、さらに仏教と道教に話が及ぶ。

〔雀児語燕子〕「恒思十善業、覺悟欲無常。飢恒食五穀、不殺一衆生。」

（「スズメはツバメに言つた。」「常に善行を心がけ、人の世の有為転変窮まり無きを悟つた。腹が減れば五穀を食べ、アリの一匹だって殺しはしない。」）

「善行」と「不殺生」は、仏教の重要な教えである。「不殺生」を持ち出してきたのは、ツバメの食糧が昆虫であること、つまり殺生することを皮肉つてしているのである。

水上呑浮蟻、空裏接飛虫。

（水の上では小さな虫を飲み込み、空中では飛んでいる虫を捕食する。）
対するツバメは仙人の生活へのあこがれを述べる。

〔飢恒食九醜、渴即飲丹砂。不能別四海、心裏恋洪牙（崖）。〕

〔私は腹が減れば九醜を食べ、喉が渴けば丹砂を飲む。俗世間から隠遁できなければ、心の中ではかの仙人の洪崖を慕つてゐるのだ。〕

「九醜」は九回醸した酒のこと、「丹砂」は道教で用いる仙薬である。晋葛洪の『抱朴子』に「丹砂井」の故事が収録されており、丹砂がしみ込んだ井戸の水を飲んだ村人が長寿を得たという。⁽¹⁴⁾ また、一年の半分を外地で暮らすのは、半隠遁生活をしているためだと説明する。このやりとりによつて、スズメが仏教を信奉し、ツバメが道教と関係することが提示される。

双方譲らぬ論争に、ツバメは第三者の裁定を仰ぐべく、鳥の王である鳳凰に問題を持ち込む。裁判では両者の陳述に対し、鳳凰は即座にスズメの敗訴を判決する。スズメはツバメの渡りを違法とし、あくまでも自分の正当性を主張する。

「雀兒是課戸、豈共外人同。燕子時來往、從坐不經冬。」

〔私、スズメは納税者です。よそ者とはわけが違います。ツバメは季節で移動して気ままに暮らし、ここで冬を過ごすわけではありません。〕

現代風に言うならば、納税者に居住権があるということであろうか。しかし鳳凰はスズメが仏教徒であろうと納税者であろうと、公平な態度を崩さない。

「朕是百鳥主、法令不阿（呵）磨。理得合如此、不可有偏頗。」

〔余は鳥類の王である。法令はいい加減なものであつてはならない。道理はかくあるべきであり、不公平に陥つてはならないのだ。〕

スズメの主張を一蹴し、巣の即時返還を言い渡す。「乙本」における鳳凰の態度は、スズメの口車に乗せられてス

ズメを無罪放免にしてしまう「甲本」の鳳凰とは明らかに違い、権威的・絶対的なものとして示されている。⁽¹⁵⁾ 前出「敦煌論議考」では、「乙本」の鳳凰を御前論議における皇帝の姿を反映したものとし、「乙本」の論争のスタイルを仏道の二教論衡の投影であるとしている。⁽¹⁶⁾

(4) 故事の列挙

法廷場面の後に挿入されるのは聖人・賢人の故事の列挙である。

燕子不求人、雀兒莫生嗔。昔問古人語、三闘始成親。

(ツバメは人に求めてはならないし、スズメも怒ってはならない。昔の人はこう言っている、「雨降つて地固まる」と。)

で始まるこの一段は、古の聖王・堯を始めとして七つの故事が配されている。堯が次期皇帝にと見込んだ舜に、二十年間攝政として政治を任せた話。⁽¹⁷⁾ (「往者堯王聖、^{ママ}写位二十年。」) 鄭喬（公孫喬。字は子產。春秋時代の鄭の大夫）の卓越した政治手腕による統治と、徐吾犯の妹の結婚にまつわる紛争を丸く収めた話。⁽¹⁸⁾ (「鄭喬事四海、対面即為婚。」) 後漢の范巨卿と張元伯の友情の故事。⁽¹⁹⁾ (「元百在家患、臣鄉千埋期。」) 秦に人質となつた燕の太子丹の真心が天に通じ、釈放された故事。⁽²⁰⁾ (「燕王怨秦国、位馬變為驥。」) 羊角哀と左伯桃の命を懸けた友情。⁽²¹⁾ (「併糧坐守死、万代得称伝。百姚（姚）憶朝廷、哽咽淚交璉。」) 齊の景公が愛馬を死なせた飼育係を殺そうとしたのを、晏子が諫めた故事。⁽²²⁾ (「断馬有王義、由自不能分。」) 伍子胥の敵討ち。逃避行の際援助してくれなかつた梁と鄭を許して、攻撃しなかつたという故事。⁽²³⁾ (「午（伍）子胥罰楚、二邑亦無言。」) 公明正大で清廉な政治家や、友を助けるためには自らの命を投げ出すといった、有徳の人々の故事により、仁義を重んじ友情を大切にすることがいかに重要であるかを説く。しかし作者はまた、こうした清らかな行いを鳥に求めるのは無理がある（だから法廷

で争うようなことをしたのだ）と述べる。

不能攀古得、二人並鳥身。

（こうした古の有徳の人たちと比べることはできない、何と言つても彼ら「ツバメとスズメ」は鳥の身なのだから。）

コメントのまとめとして示されるのは、「金錢より仁義が大事」であり、「相手に対する謙讓と寛容の態度」である。

縁争破壞窟、徒特費精神。錢財如糞土、人（仁）義重於山。燕今実罪過、雀児莫生嗔。

（壊れた家が発端の騒動は、いたずらに心を乱しただけ。金錢は汚らわしいものだが、義理人情は山より重い。ツバメは確かに間違いがあつたが、スズメは怒りを持つてはならない。）

コメントの冒頭に述べた「燕子不求人、雀児莫生嗔。」を最後に繰り返して述べる（「燕今実罪過、雀児莫生嗔。」）ことにより、仁義や謙讓・寛容の態度の重要性を強調しているのである。

（5）結末

（4）の「道徳観念の重要性」を受けて、最後にツバメとスズメの仲直りが語られる。

「別後不須論。室是君家室、合理不虚然。一冬來修理、涴落悉皆然。計你合慚愧。……鳳凰住仏法、不擬殺傷人。忽然責情打、幾許愧金身。」

（「これからはもう争うのはよしましよう。この家は確かにあなたのもの。道理はちゃんと通っています。この家は冬に私が修理して、汚れや破損を元通りにしておいたんですよ。理屈から言えば、あなたは私に感謝すべきところ。……鳳凰さまは仏法に帰依されているお方。むやみに人を傷つけたりなさらない。もし案件

どおりに杖刑を科すようなことをすれば、仏さまに顔向けできますまい。」)

ここで初めて鳳凰が仏法の帰依者であることが語られる。「甲本」における鳳凰はスズメに杖打ちの刑を加えたが、「乙本」では罪人に寛容な態度を示している。

「此言亦非嗔。縁君修理屋、不索価房錢。一年十二月、月別五百文。可中論房課、定是壳君身。」

(「君の言葉に怒つたりしないよ。君は家を直してくれたのだから、家賃はちゃんとしよう。一年十二ヶ月、毎月五百文だ。家賃のことをとやかく言つたら、君は身を売るしかないからね。」)

上記のコメント「燕子不求人、雀児莫生嗔」がここで実現され、終幕となる。仏教の信奉者たる鳳凰による公明正大な判決と寛容な態度、有徳の人士たちの故事の列挙、「仁義は金錢より大事」というコメントにより、「乙本」は単なる「仏道二教の争い」ではなく、鳥の論争に事寄せ、人として踏み行うべき道徳をテーマに掲げた作品であることを示しているのである。

四

「燕子賦」乙本におけるテーマは、ものの道理のわからない鳥たちに、いかに仁義の道を行わせるかにあつた。そして鳥たちの姿を通して、読者に仁義と謙譲の実践を説いているのである。小さな意地にこだわって論争したり、相手を傷つけたりすることを諱めるのは、「甲本」と同じである。しかし「乙本」では、伝統的な道徳観念に基づいてその実行を促していることから、教訓的な色彩を帯びていると言えよう。「乙本」では、「甲本」や論議における激しい舌鋒、ユーモラスな表現、俗語を用いた諧謔などよりも、道徳観念の宣揚が主眼となっているのである。

断片も含めて多数の写本が発見されている「甲本」は、当時よく読まれていた作品と考えられる。「乙本」の写本がわずか一篇しか見つかっていないのは、当時の庶民の要求—例えば、より娯楽性の高いものを喜ぶといったような—に合わなかつたために、書写が少なかつたためであろうか。或いは未発見のバージョンがどこかに存在するのかもしれない。

注

- (1) 張鴻勲『敦煌話本、詞文、俗賦導論』新文豊出版 民国八十二年（敦煌學導論叢刊）「第三篇 敦煌俗賦 二、民間之賦」で、「唐代民間之賦」是指敦煌俗賦中那些無名作者、或個別有作者署名估計為當時下層文士、用接近口語寫成的、有一定故事情節帶有諧謔嘲戲性質、跡近小說的賦和賦體文作品。……這樣的内容、句式和韻式、構成了一種介於韻散之間、節拍急促的韻誦体式。為區別詩人文士之俗賦、或称之为故事賦。」と述べている。
- (2) 伏俊璉「試談敦煌俗賦的体制和審美價值—兼談俗賦的起源」『敦煌研究』一九九七年第三期参照。
- (3) 王小盾・潘建國『敦煌論議考』『中國古籍研究』第一版 上海古籍出版社 一九九六年参照。
- (4) 『南京師範大學文學院學報』一〇〇三年第二期掲載。
- (5) この形式は「茶酒論」も同様で、「茶為酒曰、我之茗草、万木之心。」「酒為茶曰、三文一缸、何年得富。」「水為茶酒曰、阿你兩個、何用忿忿。」のように記されている。
- (6) 「唐代的一個俳優劇脚本—敦煌石窟發現『茶酒論』考述」『中國文化』第三期掲載。
「我以為這正是演員為了對台詞方便而加上的、是這篇作品曾被用以表演的証拠。」
- (7) 『旧唐書』卷一〇九「宇文融傳」に、唐玄宗の開元年間に括戸を行つたことが記されている。
「時天下戸口逃亡、免役多偽濫、朝廷深以爲患。融乃陳便宜、奏請檢察偽濫、搜括逃戸。……於是諸道括得客戸凡八十餘萬、田亦稱是。……歲終徵得客戸錢數百萬、融由是擢拜御史中丞。」

宇文融は開元九年から十二年にかけて逃亡農民の取締りを行い、大きな成果を収めた。

- (8) 『旧唐書』卷八十八「韋思謙伝 附嗣立」に、韋嗣立の則天武后への上奏文を載せる。(「今天下戸口、亡逃過半、租調既減、國用不足。」)

- (9) 『啓顔録』は古代の笑話集。「論難」には、北齊の高祖の時代に行われた論議の話が記されている。いざれも法師や儒者が、宮廷芸人や子どもにからかわれている。

〔僧即語云、此郎君子、声高而身小、何不以声而補身。小兒即應声報云、法師以弟子声高而身小、何不以声而補身；法師既眼深而鼻長、何不截鼻而補眼。衆皆驚異、起立大笑。〕

- (10) 『越絶書』卷二「越絶外伝・吳地記」に、「東宮周一里三百七十歩、西宮在長秋、周一里二十六歩、秦始皇十一年、守宮者照燕、失火燒之。」とある。「吳宮の燕」は後世、無辜の害を受ける意として詩に詠まれている。例えば晋鮑照「代空城雀」詩の「猶勝吳宮燕、無罪得焚窯。」などもその一例。

- (11) 『太平御覽』卷九二二「燕」の条に『博物志』を引いて、「人食燕肉不可入水為蛟龍所呑。」とあり、龍はツバメを好んで食べたため、ツバメの肉を食べた人間も龍に食われるとしている。

- (12) 皇侃『論語集解義疏』卷第三「論語公冶長第五」の記述に、「……雀子緣獄柵上相呼。治長含笑。吏啓主。治長笑雀語。是似解鳥語。……後又解猪及燕語屢驗。於是得放。」とある。

敦煌文書の中にも、『論語義疏』の写本が発見されている。当時の敦煌では、『論語』と並んで義疏も読まっていたこと、つまり『論語』本文には記述されていない、公冶長のエピソードが知られていたことを示している。

- (13) 『太平御覽』「赤雀」の条に『孫氏瑞應図』を引く。「赤雀者、王者動作應天時則衡書來。」

- (14) 葛洪『抱朴子』「仙藥」に、「此県有廖氏家、世世寿考、或出百歲……疑其井水殊赤、乃試挖井左右、得古人埋丹砂数十斛、去数尺。此丹砂汁因泉漸入井、是以飲其水而得寿。」とある。

- (15) 「甲本」では、鳳凰はスズメに有罪を言い渡そうとしたところ、上柱国の爵位を以て罪一等を減じて欲しいとのスズメの申し出に、ころりと態度を変えてしまう。スズメの勲功は太宗の遼東親征の時に建てたものとするが、「一例蒙上柱国、見有勲告數通、必其欲得磨勘、請檢『山海經』中。」(慣例によつて上柱国の称号をいただきました。論功通告の文書がい

くつかござります。もし調査確認されたたいとのことであれば、どうぞ『山海經』をお調べくださいまし」と、荒唐無稽な神話の書である『山海經』を持ち出している。鳳凰は上柱国と聞いただけで、調べもせぬスズメを無罪放免にしているのである。

- (16) 「這種兩方相難、王者仲裁之情形、無疑是御前二教論衡的写照。而且雀占燕巢的情節其実就是影射仏教入中土而与道教相争之境況的。」
- (17) 『史記』「五帝本紀」。「堯位七十年得舜、二十年而老、令舜攝行天子之政、薦之於天。」
- (18) 鄭僑（子產）は『論語』にも登場する、古代の政治家。『論語』では、孔子が尊敬する人物としてその美德を挙げている（『論語』「公冶長」）。『左伝』徐吾犯の妹の結婚話は『左伝』「昭公元年」の条にある。
- (19) 『後漢書』卷八一「范式伝」に、病氣で死んだ張元伯の魂が范巨卿（范式）に葬式の日時を知らせ、巨卿は遠路駆けつけて葬儀に参列したという。この話は晋干宝の『搜神記』にも採録されている。
- (20) 『燕太子』卷上ほか、『史記』「刺客列伝」、『論衡』卷五にも収録されている故事。「燕太子丹質於秦、秦王遇之無礼、不得意、欲求帰。秦王不聽、謬言曰、令烏白頭、馬生角、乃可許耳。丹仰天歎、烏即白頭、馬生角。」
- (21) 『太平御覽』卷四〇九に『列子伝』を引く。「六国時、羊角哀与左伯桃為友。聞楚王賢、俱往仕。至梁山、逢雪、糧尽、度不兩全。遂併糧与角哀。……」左伯桃は友に食糧を与えて死ぬ。この物語は敦煌本（句道興本）『搜神記』にも採録されている。
- (22) 『晏子春秋』卷一。
- (23) 敦煌本「午（伍）子胥変文」に見える故事。父と兄を楚王に殺された伍子胥が楚を攻めて仇を討つが、援助してくれなかつた梁と鄭を許し、討伐しなかつた。